

各国審査基準の比較  
 ～審査の進め方に関する主要項目について～

審査の基本姿勢	2 頁～
先行技術調査－調査の除外対象－	4 頁～
先行技術調査－調査対象の決定－	12 頁～
先行技術調査－調査範囲－	16 頁～
先行技術調査－調査の終了－	19 頁～
2 回目以降の先行技術調査	23 頁～
調査機関・外国特許庁の結果の利用	27 頁～
拒絶理由通知の記載事項	29 頁～
意見書・補正書等が提出された場合や拒絶査定の際の留意事項	31 頁～
解消していない拒絶理由がある場合の審査・補正の示唆	34 頁～
選択肢で表現された事項を含む発明	37 頁～

	日本の審査基準	欧州のガイドライン	米国のMPEP	中国の審査指南	韓国の審査指針書	PCTガイドライン
審査の基本姿勢	<p>1. 審査の基本方針</p> <p>審査官は、特許出願について、特許権が付与されるべきものかどうかに関する実体的な審査を行う。審査官には、高度な専門知識のもとに、公正な判断を行うことが求められる。</p> <p>審査にあたっては、特に以下の点に留意する。            (1)迅速性、的確性、公平性及び透明性を確保することに留意し、審査基準等の指針に則って、統一のとれた審査をする。            (2)先行技術調査及び特許性の判断に関し、審査の質の維持と一層の向上に努める。技術の複合</p>	<p>C 部 実体審査での手続に関する便覧</p> <p>第 I 章 序文</p> <p>2. 審査官の業務</p> <p>審査官の心構えは、非常に重要である。審査官は、常に建設的で役立つよう努めるべきである。審査官が出願における重大な欠陥を見逃すことは、当然完全な誤りであるが、審査官は、常に均整の取れた見方をすべきであって、重要でない拒絶理由を深追いすべきでない。審査官は、欧州特許条約の要件に従い、欧州出願の明細書及びクレームの作成が出願人又はその代理人の責任であることに留意すべきである。</p>	<p>702.01 明らかに不備のある事例</p> <p>…</p> <p>(D) クレームに不備がある場合に、特許法第 112 条にいう方法で発明を特徴付けていないとして当該クレームを拒絶する。通常は、包括的拒絶で十分である。審査官は、明細書及びクレームにおける不備の箇所を指摘するようにならなければならない。出願人は、完全な審査が受けられるよう出願を適切な形に修正する責任を負う。</p> <p>706 クレームの拒絶</p> <p>…本便覧のこの部分は、クレーム拒絶の手続を</p>		<p>第 8 部 ポジティブ審査基準</p> <p>第 1 章 補正方向の提示によるポジティブ審査</p> <p>1. 概要</p> <p>審査官は、拒絶理由の通知時に補正方向を提示して、出願人が適正な権利を迅速に確保できるようにすることができる。</p> <p>第 2 章 職権訂正</p> <p>1. 職権補正制度の概要</p> <p>…しかし、明細書等を明確に記載する責任は原則的に出願人にあり、特許法第 47 条で補正をすることができる者、補正が可能な期間及び範囲を厳格に定めている</p>	<p>第 3 章 国際予備審査段階の概要</p> <p>3.05 審査官の姿勢は非常に重要である。審査官は、常に建設的で役立つように努めなければならない。審査官は、PCT に規定する要件にしたがって国際出願の明細書及びクレームを作成することは、出願人もしくはその委任代理人の責務であることに留意すべきである。</p> <p>第 4 章 国際出願の内容</p> <p>4.21 …。明細書を明確かつ完全なものとして記載する責任は出願人にあるため、審査官は、明細書の記載を拒絶す</p>

	日本の審査基準	欧州のガイドライン	米国のMPEP	中国の審査指南	韓国の審査指針書	PCTガイドライン
	<p>化・高度化を踏まえ、各審査官の知見を相互に活用しながら、先行技術調査及び特許性の判断を行う。</p> <p>(3)出願人(代理人を含む。以下同じ。)との意思疎通の確保に留意しつつ、効率的な審査をする。</p>	<p><b>C 部 実体審査での手続に関する便覧</b></p> <p><b>第IV章 答弁の審査及び後の審査段階</b></p> <p><b>3. 答弁審査時の新たなアクション</b></p> <p>…</p> <p>しかしながら、大抵の場合、出願人からの答弁を審査した結果、手続を肯定的な結論に導く良好な見込みが、つまり特許査定という形で、あることが判明する。このような場合、審査官は、出願に依然として拒絶の理由がある場合でも、書面による新たな通知の送付、電話による意見交換、面接など、最善の方法で拒絶の理由を解消できるよう検討すべき</p>	<p>説明するが、審査官は、発明を適切に記載しているクレームを特許するという自らの役割の重要性を決して見落としてはならない。</p> <p>特許規則 1.104 審査の内容</p> <p>…</p> <p><b>II. 形式における不備又は限定の脱漏; 他の点では特許可能なクレーム</b></p> <p>出願が特許可能な主題を開示しており、また、そのクレーム及び出願人の主張から、そのクレームは特許可能な主題を対象としていると思われるが、現在のクレームは、形式における不備又は発明を限定する事項の欠落が理由とな</p>		<p>点を考慮するとき、審査官による職権補正制度は出願人による補正の例外として制限された範囲内で補充的に運営される必要がある。</p>	<p>るか否かについての見解を示すべきである。</p>

	日本の審査基準	欧州のガイドライン	米国のMPEP	中国の審査指南	韓国の審査指針書	PCTガイドライン
		である。	り、許可を受けることができない場合は、審査官は、そのクレームについての単なる形式不備拒絶又は特許性拒絶に留まるべきではない。審査官の行動は、本質的に建設的でなければならず、また、可能な場合は、補正のための明確な示唆をすべきである。			
先行技術調査   調査の除外対象	<p>2. 先行技術調査</p> <p>2.1 調査対象</p> <p>(3)調査対象から除外してもよい発明</p> <p>以下に示すような発明については、調査対象から除外してもよい。</p> <p>①新規事項が追加されていることが明らかな発明(第 17 条の 2 第 3 項違反)</p> <p>②不特許事由があるこ</p>	<p>B 部 調査のための便覧</p> <p>第 III 章 調査の特徴</p> <p>3.6 広範なクレーム</p> <p>「出願において十分に開示(第 83 条)」され、「明細書により裏付されている(第 84 条)」という規定の範囲を超える、不当に広い又は不明確なクレームを調査するために特別な努力を</p>	<p>704 調査及び情報請求</p> <p>704.01 調査</p> <p>審査官は、明細書及びクレームを読んだ後、先行技術の調査をする。調査の主題については MPEP 第 900 章で詳述する。特に MPEP§904 から§904.03 までを参照のこと。発明は、調査が開始される前に完全に理解されなければな</p>	<p>第二部分 実体審査</p> <p>第 7 章 検索</p> <p>10. 検索の必要がない場合</p> <p>ある出願の全ての主題が以下に挙げられる状況の 1 つに当たる場合、審査官は当該出願について検索を行わなくても良い。</p> <p>(1) 専利法 5 条又は 25 条に規定されて専利権</p>	<p>第 5 部 審査手続</p> <p>第 2 章 先行技術調査</p> <p>3.2 調査から除外される場合</p> <p>次の場合には、先行技術調査を行わない、又は必要な範囲内でのみ先行技術調査を行うことができる。審査官は先行技術調査をしない場合、その旨を意見提出通知書の参考事項として記</p>	<p>第 9 章 国再調査及び国際予備審査からの除外及び制限</p> <p>9.01 国際調査機関及び国際予備審査機関の目的は、可能な限り完全な国際調査報告及び特許性に関する国際予備報告を作成することとすべきである。しかしながら、国際調査報告が作成されない状況、又は国</p>

日本の審査基準	欧州のガイドライン	米国のMPEP	中国の審査指南	韓国の審査指針書	PCTガイドライン
<p>とが明らかな発明(第32条違反)</p> <p>③第2条に規定する発明に該当しないことが明らかなもの、産業上利用することができる発明に該当しないことが明らかである発明(第29条第1項柱書違反)</p> <p>④発明の詳細な説明及び図面を参酌しても発明を把握することができない程度に請求項の記載が明確でない発明(第36条第6項第2号違反)</p> <p>⑤請求項に係る発明について、発明の詳細な説明が当業者がその実施をすることができる程度に明確かつ十分に記載されていない場合において、当業者がその実</p>	<p>払う必要はない。 …</p> <p><b>3.11 調査対象から除外される主題</b></p> <p>審査官は、一定の主題を調査対象から除外することができる。この除外は、特許性若しくは産業上の利用性の除外に関する欧州特許条約の規定を遵守しない一定の主題に起因する(B-VIII、1及び2参照)。この除外は、複数のクレームの一部若しくは全部、又は1のクレームの一部について、有意義な調査が不可能となる程度まで、出願が欧州特許条約の規定を遵守していない場合(B-VIII、3参照)、又は出願が規則43(2)を遵守していない</p>	<p>らない。ただし、不備がある場合や、処置をするために通常の手順で審査官に回付された時点で完全には理解できない場合も、手続の断片化を避けるために調査する。</p>	<p>を付与しない状況に当たる；</p> <p>(2) 専理法2条2項の規定に合致しない；</p> <p>(3) 実用性を具備しない；</p> <p>(4) 説明書と権利要求書では当該出願の主題について明確、完全な説明を行っていないため、属する技術分野の技術者が実現できない。</p> <p>(参考)</p> <p>中国の専理法 第二条 本法でいう発明創造とは発明、実用新案、意匠を指す。 発明とは、製品、方法又はその改善に対して行われる新たな技術方案を指す。 …</p>	<p>載する。</p> <p>①特許法第47条の規定による新規事項が追加されている発明</p> <p>②特許法第32条の規定により特許を受けることができない発明</p> <p>③未完成発明、又は産業上利用することができない発明</p> <p>④特許法第45条による発明の一特許出願の範囲を満たしていない出願の場合、審査を行った群に属しない発明</p> <p>この場合、優先して特許法第45条違反による拒絶理由を通知し、出願人の対応を待つことができる。</p> <p>⑤明細書の記載が著しく不備であって、発明の内容を把握することが</p>	<p>際調査報告、見解書、国際予備審査報告が、通常は取り扱うであろう主題事項の一部しか対象としない状況がある。これは、国際出願が機関において取り扱うことを要さない主題事項を含んでいる(…)、あるいは、全て若しくは一部のクレームについて有意義な調査を行うことができる程度にまで、明細書、クレーム若しくは図面の明瞭性、又は明細書によるクレームの裏付けといった要件を満たしていない(…)、のいずれかの理由による。第17条(2)(a)(ii)の「有意義な調査」という文言には、クレームに係る発明が実体的要件、すなわ</p>

	日本の審査基準	欧州のガイドライン	米国のMPEP	中国の審査指南	韓国の審査指針書	PCTガイドライン
	<p>施をすることができる程度に明確かつ十分に記載されていない部分(第36条第4項第1号違反)</p> <p>⑥請求項に係る発明が、発明の詳細な説明において発明の課題が解決できることを当業者が認識できる程度に記載された範囲を超えている場合において、その「記載された範囲を超えている」部分(第36条第6項第1号違反)</p>	<p>場合にも生じる(B-VIII、3参照)。</p> <p>(参考)</p> <p><b>第Ⅷ章 調査対象とならない主題</b></p> <p><b>2. 特定の技術分野に関する検討</b></p> <p><b>2.1 外科的若しくは治療的手段による人体又は動物体の処置方法並びに人体又は動物体に施される診断方法</b></p> <p>クレームが医学的処置方法として作成されており(G-II、4.2参照)、そのためこのクレームが特許性のある主題の対象外であっても、決め手となる技術的特徴が調査可能な物質の効果であれば、有意義な調査は可能であり、よって規</p>		<p>第五条 法律と公序良俗に違反したり、公共利益を妨害したりする発明創造に対しては、特許権を付与しない。</p> <p>法律と行政法規の規定に違反して遺伝資源を獲得し、または利用し、当該遺伝資源に依存して完成したりした発明創造に対しては、特許権を付与しない。</p> <p>第二十五条 以下に掲げる各号には特許権を付与しない。</p> <p>(一)科学上の発見</p> <p>(二)知的活動の規則及び方法</p> <p>(三)疾病の診断及び治療方法</p> <p>(四)動物と植物の品種</p>	<p>できない場合</p> <p>明細書の記載不備の程度が軽微であって発明の内容を把握することができるときには、発明の内容の把握が可能な範囲内で先行技術調査を行う。</p> <p>(参考)</p> <p>第32条(特許を受けない発明)</p> <p>第29条第1項にかかわらざる特許を受けることができない。</p>	<p>ち、新規性、進歩性及び産業上の利用可能性の要件、及び／又は第5条及び第6条に規定される十分性、裏付け、明確性の要件を満たしているか否かを判断するために、妥当な範囲において十分に完全な調査が含まれると解釈すべきである。したがって、「有意義な調査ができない」との見解は、例えば、明細書、クレーム及び図面が全体として不明瞭である場合のように、特定のクレームについて調査が全くできない例外的な状況に限定すべきである。…</p> <p><b>9.05</b> クレームに単に科学的又は数学的理論が</p>

	日本の審査基準	欧州のガイドライン	米国のMPEP	中国の審査指南	韓国の審査指針書	PCTガイドライン
		<p>則 63 に基づく手続 (B-VIII、3.1-3.4 参照) は不要である。しかしながら、特定の方法に特徴 (薬物的処置と理学的処置との組合せなど) がある場合は、有意義な調査ができない可能性がある。調査部は、疑義のある場合、規則 63(1) に基づく求めを発行すべきである (B-VIII、3.1 参照)。</p> <p>…</p> <p><b>2.2 コンピュータ関連発明及びビジネス方法</b></p> <p>コンピュータ関連発明及びビジネス方法を対象としたクレームについては、当該主題に技術的特徴を与えている技術的観点があまりに公知であるためその技</p>		<p>(五) 原子核変換方法を用いて取得した物質</p> <p>(六) 平面印刷物の図案、色彩又は両者の組み合わせによって作成され、主に表示を機能とする設計</p> <p>前項第(四)号で掲げた製品の生産方法に対しては、本法の規定に基づき特許権を付与することができる。</p>		<p>存在するというだけの理由で、そのクレームが調査、予備審査からただちに除外される訳ではない。…数学的理論は純粹に抽象的又は観念的な方法は除外されるという原則の特定の例である。例えば、除算の便法は除外されるが、それに従って動作するように設計された計算機は調査及び予備審査を必要とする。</p> <p>…</p> <p>9.06 植物及び動物の品種は調査から除外されるが、遺伝子組換え植物及び人以外の遺伝子操作された動物ならびにこの種の発明を実施する方法は、調査及び審査が行われる。</p>

	日本の審査基準	欧州のガイドライン	米国のMPEP	中国の審査指南	韓国の審査指針書	PCTガイドライン
		<p>術的観点に従来技術であることを誰も当然否定しないという場合、この観点に関連した技術水準についての文献証拠は不要である。…</p> <p><b>3. 有意義な調査が不可能な場合</b></p> <p>…</p> <p>(i) 裏付けの欠如したクレーム；不十分な開示</p> <p>…</p> <p>(ii) 簡潔性の欠如したクレーム</p> <p>…</p> <p>(iii) 明確性の欠如したクレーム</p> <p>…</p> <p>(iv) 第 76 条に反する分割出願のクレーム；クレームが出願日以降に提出されており、当初提出されていない主題が包</p>				<p>…</p> <p>9.07 事業活動、純粋に精神的な行為の遂行又は遊戯に関する計画、法則又は方法は、抽象的又は理論的特性を有するもののさらなる例である。除外を決定するものはクレームに記載された発明の関連する特定の技術又は分類ではなく、むしろクレームに記載された発明の特性が抽象的であるかどうかであることに注意しなければならない。</p> <p>…</p> <p>9.08 手術又は治療による人体又は動物の体の処置方法及び人体又は動物の体を実施する診断方法は、機関が国際調査又は予備審査の実施</p>

	日本の審査基準	欧州のガイドライン	米国のMPEP	中国の審査指南	韓国の審査指針書	PCTガイドライン
		<p>含まれている出願 (B-VIII、6 参照) …</p>				<p>が要求されない他の主題事項である。しかし、それらの方法で使用する手術、治療、診断のための器具や機器については調査及び予備審査を実施すべきである。 … 9.11 情報の内容のみで特徴付けられる情報の提示は、規則 39 と 67 に基づいて除外され得る。…しかし、もし、コード化された情報の提示が、技術的性質を持つ、又は、情報媒体、プロセス又は装置に対して構造的・機能的関係の両方を持つ場合、これらは情報媒体に関連する主題事項として、又は、情報を提示するためのプロセス又は装置に関</p>

	日本の審査基準	欧州のガイドライン	米国のMPEP	中国の審査指南	韓国の審査指針書	PCTガイドライン
						<p>連する主題事項として、審査されるべきである。            …</p> <p>9.15 機関が調査及び審査を行う態勢の範囲外のコンピューター・プログラムは、除外される主題事項である。…しかし、コンピューター実行可能プログラムの自然言語記述、又は、自己文書化コードが、明細書及びクレームに含まれている限りにおいては、機関は、除外の条件に関する関連するガイドラインに従うことを条件として、そのような明細書に基づいて調査及び予備審査を行う「態勢にある」とみなされるべきである。            …</p>

	日本の審査基準	欧州のガイドライン	米国のMPEP	中国の審査指南	韓国の審査指針書	PCTガイドライン
						<p>9.19 明細書、クレーム又は図面が有意義な調査が行えない程度に、所定の要件を満たしていない、つまり、特定のクレームについて調査が全く不可能な例外的な状況があり得る（9.01項参照）。しかし、出願の一部が規定された要件を満たさない場合であっても、明細書、クレーム又は図面が十分理解できる一定の状況においては、調査の範囲を決めるにあたり当該違反を考慮しつつ、調査を行う。</p> <p>...</p>

	日本の審査基準	欧州のガイドライン	米国のMPEP	中国の審査指南	韓国の審査指針書	PCTガイドライン
先行技術調査   調査対象の決定	<p>2.1 調査対象</p> <p>(2)調査対象を決定する際に考慮すべき事項</p> <p>①請求項に係る発明の実施例も、調査対象として考慮に入れる。</p> <p>②迅速・的確な審査に資すると認められる場合は、補正により請求項に繰り入れられる蓋然性が高いと判断される開示事項も、過度に負担を増大させない限り、調査対象とすることができる。</p>	<p>B部 調査のための便覧</p> <p>第三章 調査の特徴</p> <p>3. 調査の主題</p> <p>3.1 調査の基礎</p> <p>調査は、明細書及び図面(あれば)に適切な考慮を払った上で、クレームを基礎として行うべきである(第92条)。クレームは、欧州特許の付与時に、それにより与えられる保護の範囲を決定する(第69条(1))。</p> <p>...</p> <p>3.5 クレーム補正の予見性</p> <p>原則として、可能かつ</p>	<p>904 サーチの方法<sup>1</sup></p> <p>...</p> <p>最初の調査は、通常、最初の応答における出願人の補正によって必要とならない限り、審査官が 2 回目の先行技術調査を行う必要がないように行われるべきである。(ただし、この最初の調査後の最初のオフィスアクションにおいて引用された先行技術よりも実質的に関連性の高い文献がないかどうかを判断するために確認する場合は除く。)</p>	<p>第二部分 実体審査</p> <p>第7章 検索</p> <p>3. 検索の主題</p> <p>3.6 説明書及びその添付図面についての検索</p> <p>請求項により限定される技術、即ち、出願で保護を請求する主題(以下、出願の主題という)について検索するほか、審査官は、説明書及びその添付図面に開示されており、当該出願の主題をさらに限定しているその他の実体的内容について検索しなければならない場合もある。出願人が請求項を補正す</p>	<p>第5部 審査手続</p> <p>第2章 先行技術調査</p> <p>3. 調査手続</p> <p>3.5 調査する際の留意事項</p> <p>(1)先行技術調査は、発明の詳細な説明に記載されている技術内容を参照し、請求の範囲に記載された技術内容に対する均等物と認められるすべての技術内容を包含する。</p> <p>この場合、均等物と認められる技術内容は、発明の詳細な説明に記載されている内容とは多少異なる技術内容をも</p>	<p>第15章 国再調査</p> <p>完全な調査範囲</p> <p>15.21 国際調査は、原則として、また可能かつ合理的である限り、クレームが対象にする、あるいは補正後に対象となると合理的に予測される事項の全体を対象とすべきである。例えば、電気回路に関する国際出願に、機能及び操作方法に関する一又は複数のクレームが含まれるとともに、明細書及び図面に詳細なかつ重要なトランジスタ回路の実施例が含まれる場合、当</p>

<sup>1</sup> 904 How to Search

...The first search should be such that the examiner need not ordinarily make a second search of the prior art, unless necessitated by amendments to the claims by the applicant in the first reply, except to check to determine whether any reference which would appear to be substantially more pertinent than the prior art cited in the first Office action has become available subsequent to the initial prior art search. The first search should cover the invention as described and claimed, including the inventive concepts toward which the claims appear to be directed. It should not be extended merely to add immaterial variants.

	日本の審査基準	欧州のガイドライン	米国のMPEP	中国の審査指南	韓国の審査指針書	PCTガイドライン
		<p>合理的である限り、調査は、クレームが対象としている主題、又はクレームを補正した後に対象になると合理的に予測される主題の全部を包含すべきである(ただし単一性の欠如については、B-VII、1.3参照)。</p> <p>…</p>	<p>最初の調査は、クレームが示している発明概念を含む明細書、又は、クレームに記載された発明を包含すべきである。重要ではない変形例についてまで単純に拡張すべきではない。</p> <p><b>904.03 調査の実施<sup>2</sup></b></p> <p>出願の審査に伴う論点を迅速かつ適正に判断するにあたり不可欠なことは、その出願にお</p>	<p>る時に、それを請求項に補充する可能性があるからである。…但し、説明書に記載しているもので、請求項に限定された技術方案との間に単一性を有しない発明内容については、検索しなくても良い。補正によって、単一性を有しない発明内容を、出願で保護を請求する主題として権利要求書に記載するのは許容されないからである。(本部分第八章第</p>	<p>含めるようにする。</p> <p>…</p> <p>(2)独立項に対する先行技術調査を行うとともに、同一の分類範囲に属する従属項についても先行技術調査を同時に進める。</p> <p>しかし、従属項は独立項の特徴をすべて含むものであるため、独立項と関連のある先行技術が存在しないときには、従属項について別途の先行技術調査は不要で</p>	<p>該回路についても必ず調査の対象に含めなければならない。しかし、例えば、クレームの範囲が広く、実施例が多数含まれており、補正後のクレームの主題を予測することが困難な場合には、経済的理由により、国際調査に制限が必要となることもある。</p>

<sup>2</sup> 904.03 Conducting the Search

It is a prerequisite to a speedy and just determination of the issues involved in the examination of an application that a careful and comprehensive search, commensurate with the limitations appearing in the most detailed claims in the case, be made in preparing the first action on the merits so that the second action on the merits can be made final or the application allowed with no further searching other than to update the original search. It is normally not enough that references be selected to meet only the terms of the claims alone, especially if only broad claims are presented; but the search should, in so far as possible, also cover all subject matter which the examiner reasonably anticipates might be incorporated into applicant's amendment. Applicants can facilitate a complete search by including, at the time of filing, claims varying from the broadest to which they believe they are entitled to the most detailed that they would be willing to accept.

In doing a complete search, the examiner should find and cite references that, while not needed for treating the claims, would be useful for forestalling the presentation of claims to other subject matter regarded by applicant as his or her invention, by showing that this other subject matter is old or obvious.

	日本の審査基準	欧州のガイドライン	米国のMPEP	中国の審査指南	韓国の審査指針書	PCTガイドライン
			<p>ける最も詳細なクレームにみられる限定に見合った慎重かつ包括的な調査を、本出願の最初のオフィスアクションの作成時に行い、これによって、当初の調査以上の調査を必要とすることなく、本出願の第2のアクションを最終とすることができるように、あるいは、当該出願が特許されるようにすることである。</p> <p>単に範囲の広いクレームしか示されていない場合に、特に、クレームの文言のみを満たすような文献を選択するだけでは、通常は、十分ではない。寧ろ、審査官は、可能な範囲において、出願人の補正により</p>	<p>5.2.1.3 節(3)を参照する)</p>	<p>ある。 … (4)先行技術調査は、請求項に記載された発明を基準に実施し、先行技術調査に過度な更なる努力を要しない場合、補正書の提出に備えて、請求の範囲には記載されておらず詳細な説明にのみ記載されている発明について先行技術調査を行うことができる。</p>	

	日本の審査基準	欧州のガイドライン	米国のMPEP	中国の審査指南	韓国の審査指針書	PCTガイドライン
			<p>組み入れられることが合理的に予測できる主題事項の全体について調査すべきである。</p> <p>出願人は、出願時に、権利を受けられるものと信じる最も広い範囲のものから、承服できると思われる最も詳細なものまで様々なクレームを含めるようにすることで、完全な調査を促すことができる。</p>			

	日本の審査基準	欧州のガイドライン	米国のMPEP	中国の審査指南	韓国の審査指針書	PCTガイドライン
先行技術調査   調査範囲	<p>2.2 調査の手順 (2) 調査手法</p> <p>①各々の請求項に係る発明が関連する技術分野のすべての文献のうち、調査の経済上の理由から、審査官自らの知識・経験に基づき、関連する先行技術文献が発見される蓋然性が高いと判断される範囲の文献を調査することとする。…</p>	<p>B 部 調査のための便覧</p> <p>第 II 章 総論</p> <p>3. 調査文献</p> <p>調査は、文献又はデータベース中の内部又は外部の収集物について行われる。これらの収集物の内容は、たとえば、語、分類記号又はインデキシングコード等によって体系的に利用可能となっている。これらは、主として各国の特許文献であり、定期刊行物及び他の非特許文献に掲載された多数の記事によって補完されている。</p>	<p>904.02 全体的な調査のガイドライン<sup>3</sup></p> <p>…</p> <p>調査の分野を決定する際は、3種類の参考情報の情報源、すなわち、国内の特許公報(特許出願公開を含む)、外国の特許文献、非特許文献(NPL)を考慮する必要がある。審査官が、既に確認した文献よりも関連性が高い文献をその情報源から発見できそうにないという合理的な確信を抱いており、かつ、その十分な根拠を示すことができる場合を</p>	<p>第二部分 実体審査</p> <p>第七章 検索</p> <p>2. 審査用検索資料</p> <p>2.1 検索用専利文献</p> <p>発明専利出願の実体審査における検索は主に、検索用専利文献の中で行われる。検索用専利文献は主に、電子ファイル形式(機械検索データベースとディスク)の多国専利文献、紙形式の国際専利分類により配列される審査用検索書類及び通し番号により配列される各国の専利文献、マイクロフィルム形式の各国の専利文献を含</p>	<p>第5部 審査手続</p> <p>第2章 先行技術調査</p> <p>3. 調査手続</p> <p>3.1 調査の範囲</p> <p>(1)先行技術調査は、技術内容別に、体系的に整理された文献を用いた調査を基本とする。</p> <p>こうした文献の蓄積物は、韓国特許庁の検索システムデータベースに保管中である公報文献をはじめとして、各国の公報資料を基礎とし、定期刊行物等に掲載された論文や、その他各種刊行物と図書、紙資料のほ</p>	<p>第IV部 国際調査</p> <p>第15章 国際調査調査する分野</p> <p>15.39 国際調査を行う国際調査機関は、その設備で可能な限り多くの関連ある先行技術を見出すよう努力し、いかなる場合においても、規則 34 に規定される最小限資料を調べるとともに、WIPO のウェブサイト (<a href="http://www.wipo.int">www.wipo.int</a>) にあるサーチガイダンス IPDL に列挙された関連あるデータベース又は他の調査資料を検討</p>

<sup>3</sup> 904.02 General Search Guidelines

…When determining the field of search, three reference sources must be considered - domestic patents (including patent application publications), foreign patent documents, and nonpatent literature (NPL). None of these sources can be eliminated from the search unless the examiner has and can justify a reasonable certainty that no references, more pertinent than those already identified, are likely to be found in the source(s) eliminated. The search should cover the claimed subject matter and should also cover the disclosed features which might reasonably be expected to be claimed. The field of search should be prioritized, starting with the area(s) where the invention would most likely be found in the prior art. …

	日本の審査基準	欧州のガイドライン	米国のMPEP	中国の審査指南	韓国の審査指針書	PCTガイドライン
		<p>る(第 B-IX 章参照)。</p> <p><b>第IX章 調査資料</b></p> <p><b>1.1 調査部が利用可能な資料の構成</b></p> <p>…この調査資料の体系的に利用可能な部分は、PCT 規則 34 及び PCT 規則 36.1(ii)に基づき国際調査機関が必要とする最少限資料を含んでおり、その最少限の要件を幾分上回る範囲を対象としている。</p> <p>…</p> <p><b>2. 体系的利用のために整理された特許文献</b></p> <p><b>2.1 PCT 最少限資料</b></p> <p>体系的に利用可能な調査資料には、PCT 規則 34.1(b)(i)及び(c)に規定された PCT 最少限資</p>	<p>除いて、これらの情報源を調査から除外することはできない。調査は、クレームの主題事項を包含すべきであり、クレームされることが合理的に予測できる特徴も包含すべきである。</p> <p>調査の分野は優先順位をつけるべきであり、先行技術から発明が発見される可能性が高い範囲から調査を開始すべきである。</p> <p>…</p>	<p>む。専利局における電子ファイル形式の専利文献は主に、中国発明専利出願公開説明書、中国発明登録説明書、中国実用新案説明書、ヨーロッパ特許出願公開説明書、特許協力条約の国際出願公開、米国特許公報、日本特許公報と日本実用新案公報及び多国専利分類要約などを含む。専利局における紙形式の専利文献は主に、中国発明専利出願公開説明書、中国発明専利説明書、中国実用新案専利説明書、米国特許公報、ヨーロッパ特許出願公開説明書、特許協力条約の国際出願公開及び多国専利分類要約などを含む。</p>	<p>か、マイクロフィッシュ(fiche)及び CD-ROM、DVD-ROM 等を含む。</p>	<p>すべきである。</p> <p>(参考)</p> <p><b>PCT 規則</b></p> <p><b>第三十四規則</b></p> <p><b>最少限資料</b></p> <p>34. 1 定義</p> <p>…</p> <p>(b)第十五条(4)に規定する資料(「最少限資料」)は、次のものから成る。</p> <p>(i)(c)に掲げる「国内特許文献」</p> <p>(ii)公表された国際(PCT)出願、特許又は発明者証の公表された広域出願並びに公表された広域特許及び広域発明者証</p> <p>(iii)公表された非特許文献のうち国際調査機関が合意するものであつて最初の合意の際に</p>

	日本の審査基準	欧州のガイドライン	米国のMPEP	中国の審査指南	韓国の審査指針書	PCTガイドライン
		<p>料に属する国内特許文献が含まれる。</p> <p>また、公開された国際(PCT)出願及び広域(欧州など)特許出願、特許及び発明者証も含まれる (PCT 規則 34.1(b)(ii))。</p> <p>PCT 最小限資料の全内容の一覧については、WIPO ウェブサイトで閲覧可能である。</p> <p><b>2.2 未公開特許出願</b></p> <p>最初の調査の時点で未公開であった抵触出願まで完全に調査することは審査部に付託されるので、調査報告書で引用することができる文献には、未公開特許出願を含めない(B-VI、4.1 参照)。</p>		<p><b>2.2 検索性非特許文献</b></p> <p>審査官は特許文献の中で検索を行うほか、検索性非特許文献も調査しなければならない。検索性非特許文献は主に、電子ファイル形式又は紙形式での国内外の科学技術関連の書籍、刳行物、索引ツール及びマニュアルなどを含む。</p>		<p>及び変更の都度国際事務局によつて一覧表において公表されるもの</p> <p>(c)「国内特許文献」は、(d)及び(e)の規定に従うことを条件として、次のものとする。</p> <p>(i)アメリカ合衆国、スイス(ドイツ語及びフランス語のものに限る。)、旧ソヴィエト連邦、旧ドイツ特許庁、日本国、フランス及び連合王国によつて千九百二十年以後に発行された特許</p> <p>(ii)大韓民国、ドイツ連邦共和国、中華人民共和国及びロシア連邦によつて発行された特許</p> <p>(iii)(i)及び(ii)に掲げる国において千九百二十年以後に公表された特許出願</p>

	日本の審査基準	欧州のガイドライン	米国のMPEP	中国の審査指南	韓国の審査指針書	PCTガイドライン
						...
先行技術調査   調査の終了	<p>2.2 調査の手順 (3)調査の終了</p> <p>①請求項に係る発明及び発明の詳細な説明に記載された当該発明の実施例について、単独で新規性・進歩性を否定し得る文献を発見したときは、その請求項に関する限り、調査を終了することができる。</p> <p>ただし、過度の負担なく他の実施例についても調査を行うことができる場合は、更に調査を続行することが望まし</p>	<p>B部 調査のための便覧</p> <p>第IV章 調査手続及びその戦略</p> <p>2.6 調査の終了</p> <p>必要な努力を重ねても更に関連性のある先行技術を発見する確率が非常に低くなる場合は、効率的理由から、審査官は自己の判断で調査を終了させる。調査している分野で些細な又は一般的な知識となっている特徴であって、それを適用しても進歩性</p>		<p>第二部分 実体審査</p> <p>第七章 検索</p> <p>3.6 説明書及びその添付図面についての検索</p> <p>請求項により限定される技術、即ち、出願で保護を請求する主題(以下、出願の主題という)</p> <p>...</p> <p>8.1 検索の限度</p> <p>理論上から言うと、如何なる完全な検索でも、全面的かつ徹底的な検索でなければならない。しかし、コストの合理性</p>	<p>第5部 審査手続</p> <p>第2章 先行技術調査</p> <p>3.4 調査の終了</p> <p>(1)先行技術調査の途中で、当該請求項について新規性や進歩性を十分に否定し得る先行技術が発見された場合には、その時点でその請求項に対する先行技術調査を終了することができる。</p> <p>(2)特定の出願の場合、完璧な先行技術調査のためには過度な時間と労力が所要され得るた</p>	<p>調査の終了</p> <p>15.57 必要とされる努力に対して、より関連する先行技術を発見できる可能性が極めて低くなった場合には、経済的理由により、審査官は調査を終了することを適切に判断することが求められる。進歩性を有さず、証拠書類が必要でないと思われるような、公知のものであることが直ちにかつ確実に立証することができる出願の特徴は別として、クレ</p>

日本の審査基準	欧州のガイドライン	米国のMPEP	中国の審査指南	韓国の審査指針書	PCTガイドライン
<p>い。</p> <p>②関連性の高い先行技術文献等が十分に得られたとき、又は、調査範囲において、より有意義な関連先行技術文献等を発見する可能性が非常に小さくなったときは、調査を終了することができる(注)。</p> <p>(注)請求項に記載されたマーカッシュ形式の化学物質が極めて広範囲で、その実施例が多岐にわたり、過度の調査負担を伴わない範囲で調査対象のすべてについて調査することが極めて困難な場合においては、その過度の調査負担を伴わない範囲内のすべての調査を既に行っ</p>	<p>に影響しないものを除き、クレームに係る発明の主題全部及びそれに関する明細書の詳細には新規性がないことを明確にしている文献が発見された場合にも、調査を中止することができる。ただし、抵触する出願の調査は、それが利用可能な文献に存在している範囲まで常に完了させるべきである。</p>		<p>を考えれば、検索には一定の限度があるべきである。審査官は検索して得られた対比文献の数や質に基づき、随時に検索を中止すべきかを決定しなければならない。考慮の原則は検索に費やす時間、手間、コストが、予期される結果とふさわしいものでなければならないということである。</p> <p><b>8.2 検索を中止できる幾つかの状況</b></p> <p>検索の過程において、以下に挙げられる状況のいずれ1つが発生する場合、審査官は検索を中止して良いとする。</p> <p>(1)審査官は出願における全ての主題と密接に</p>	<p>め、審査官は、用い得る時間と費用の限度内でより完璧な先行技術調査を行うことができるよう、最大限効率的な方法を講じた後、合理的な判断により有効な先行技術が発見されなかった場合でも調査を終了することができる。</p>	<p>ームに含まれる、又はクレームに含まれることが合理的に予測される主題事項全体の新規性の欠如を明らかに示す一つ又は複数の文献が発見された場合にも、国際調査を終了することができる。したがって、クレームに係る実施態様のうち一部のものだけに新規性の欠如が示される場合、たとえそれが見解書において新規性の欠如の見解をもたらすとしても、審査官は調査を終了すべきではない。当業者がクレームに記載された分野全体において当該発明を作り、使用することができるようにクレームに係る発明が明瞭に完全に</p>

	日本の審査基準	欧州のガイドライン	米国のMPEP	中国の審査指南	韓国の審査指針書	PCTガイドライン
	<p>ていることを前提として、以下の(i)又は(ii)に該当するときには、調査を終了することができる。</p> <p>なお、この場合には、拒絶理由を通知する際、すべての調査対象について調査を行うことなく調査を終了した旨と、調査した範囲について、「先行技術文献調査結果の記録」に記載する。</p> <p>(i)請求項に記載された選択肢によって表現される化学物質群であって、実施例として記載された化学物質を含むもの(実施例に対応する特定の選択肢で表現された化学物質群)の少なくとも1つについて、その新規性等を否定する先</p>			<p>関わる対比文献を見つけ出しており、それが出願の全ての主題の全部の技術的特徴を明確に開示しているか、又はそれに開示された内容により、属する技術分野の技術者が権利要求書における全ての技術方案を導くことになると判断している。つまり、審査官は当該対比文献が単独で、出願の全ての主題の新規性又は創造性に影響しており、検索報告に規定されたX文献又はE文献となることと判断している。</p> <p>(2)審査官は2件又は複数の出願の全ての主題と密接に関わる対比文献を見つけ出しており、かつ出願の属する技術</p>		<p>記述されていなければならないという要件、クレームに係る発明が明細書により十分に裏付けられなければならないという要件、又は産業上の利用可能性の要件に関して未解決の問題があり、これらの問題が追加の先行技術により明確にすることができる場合には、審査官は調査を継続できる。15.48項を参照。文献がインターネット上で公開されており、その公開日について疑義がある場合(規則64.1の規定に基づく基準日より前に公開されたものか明らかでない場合等)、審査官は、当該インターネット上の公開が検索されなか</p>

	日本の審査基準	欧州のガイドライン	米国のMPEP	中国の審査指南	韓国の審査指針書	PCTガイドライン
	<p>行技術文献等を、少なくとも 1 つ既に発見しているとき。</p> <p>(ii) 上記実施例に対応する特定の選択肢で表現された化学物質群のすべてについて既に調査を行っており、かつ、それ以外の選択肢で表現される化学物質群についての調査によって、請求項に係る発明の新規性等を否定する先行技術文献等を、少なくとも 1 つ既に発見しているとき。</p>			<p>分野の技術者が容易にそれらを結合させて、権利請求書にある全ての技術方案を導くことになると判断している。即ち、審査官はこれらの対比文献を結合させると、出願の全ての主題の創造性に影響し、検索報告に規定されたY文献となることと判断している。</p> <p>(3) 審査官は自らの知識や執務経験により、密接に関わる対比文献を見つけ出すことはできな いか、又は予期される結果が、費やされる時間、手間、コストに比べて、相応しくないものであり、検索し続ける価値がないと判断している。</p> <p>(4) 審査官は公衆から提</p>		<p>ったものとして、調査を継続すべきである。</p>

	日本の審査基準	欧州のガイドライン	米国のMPEP	中国の審査指南	韓国の審査指針書	PCTガイドライン
				<p>供された情報の中、又は出願者から提出されたもので、外国でその出願について検索した資料又は審査の結果資料の中から、前述の(1)又は(2)で述べた密接に関わる対比文献(通常は検索報告に規定された X 又は Y 文献である)を見つけ出した。</p>		
2 回 目 以 降 の 先 行 技 術 調 査		<p>C 部 実体審査での手続事項に関する便覧 第IV章 答弁の審査及び後の審査段階 7.2 審査中の追加調査 補正の最初の段階又は後のいずれの段階で追加調査が必要となることがある。追加調査を実施する理由は幾つかある。 (1)規則 63に基づく調査</p>		<p>第七章 先行技術調査 11. 追加検索 出願の実体審査において、以下に挙げられる状況の1つに当たる場合、より適切な対比文献を獲得するため、審査官は出願について追加検索を行わなければならない。 (1)出願人が請求項を補正したため、当初の検索</p>	<p>第5部 審査手続 第2章 先行技術調査 7. 追加検索 審査を進行するうちに、追加的に検索をしなければならない場合がある。審査官は、出願の審査が次に該当する場合には、追加検索を進める。 ①意見書、面接、情報提供等を通じて出願発明</p>	

	日本の審査基準	欧州のガイドライン	米国のMPEP	中国の審査指南	韓国の審査指針書	PCTガイドライン
		<p>報告に代わる宣言書又は部分的調査書が、規則 63(1)に基づく求めの発行後の調査段階で発行され(B-VIII、3.1 及び 3.2 参照)、規則 63 に基づく有意義な調査の実施を不可能にした不備が、規則 137(5)を遵守した補正により是正された場合又は審査官の意見に対する出願人の主張が受け入れられた場合 (H-II、6.1 参照)。(2)規則 62a に基づく調査報告書の限定に繋がる(B-VIII、4.1 及び 4.2 参照)、同一のカテゴリに属する複数の独立クレームについて、こうしたクレームは、実際は、規則 43(2)に規定の例外により正当である</p>		<p>では補正された請求項の範囲を含まない；  <b>(2)</b>出願人が釈明をしたため、当初の検索が不完全、不的確なものになった；  <b>(3)</b>第1回拒絶理由通知書の前の検索は、不完全又は不的確なものである；  <b>(4)</b>拒絶理由の変更により、既に行われた検索が不完全又は不的確なものになったため、検索分野を増加又は変更する必要がある。  復審後の継続審査過程においても、もし前述した状況が発生したならば、追加検索を行わなければならない。  また、本章第4.2節<b>(2)</b>に述べた抵触出願とな</p>	<p>の不完全な理解が検索に影響を与えたと判断される場合  <b>②</b>最初の検索において除かれていた詳細な説明にのみ記載された技術事項が補正により特許請求の範囲に含まれた場合  <b>③</b>一特許出願の範囲を逸脱しているという理由で、最初の検索において除かれた請求項に係る発明について審査をしようとする場合  <b>④</b>出願に係る発明に対して、特許法第29条第3項の他出願となり得る国際特許出願が国内段階に移行し、翻訳文が提出されることが予想される場合  <b>⑤</b>その他追加的な検索</p>	

	日本の審査基準	欧州のガイドライン	米国のMPEP	中国の審査指南	韓国の審査指針書	PCTガイドライン
		<p>との出願人の主張が受け入れられた場合 (F-IV、3.2 参照)。</p> <p>(3)発明の単一性の欠如の拒絶の理由のため、出願の特定箇所の調査が実施されておらず、出願人が提出した意見書により審査部が単一性があるとの心証を得た場合</p> <p>(4)クレームが補正されたためこのクレームの範囲が当初の調査対象から外れてしまった場合</p> <p>(5)規則 61 に基づく調査報告書が、周知である (B-VIII、2.2(ii) 参照) との理由で先行技術を示さなかった技術的特徴について、審査部が、周知であるとの見解を受</p>		<p>り得る、中国を指定した国際専利出願書類については、出願に対して専利権を付与する旨の通知を出す前に、追加検索により、中国国内段階に移入しているか、中国語での公開が成されたかを調べなければならない。</p>	<p>が必要と認められる場合</p>	

	日本の審査基準	欧州のガイドライン	米国のMPEP	中国の審査指南	韓国の審査指針書	PCTガイドライン
		<p>け入れられなかった場合</p> <p>(6)ある特徴について、常識であるとの理由で先行技術が示されなかった場合であって、審査部がその見解を受け入れられなかった場合又は出願人が常識であるとの判断に反論した場合(G-VII、2、3.1 参照)</p> <p>(7)例外的に、出願人が先行技術の認識に誤りがあったことを認めた場合(G-VII、5.1 参照)又は審査官が調査の際には考慮されなかった技術分野から自明性に関する文献が発見されると確信している場合</p> <p>(8)最後に、出願人が出願日以後に新たな優先</p>				

	日本の審査基準	欧州のガイドライン	米国のMPEP	中国の審査指南	韓国の審査指針書	PCTガイドライン
		権主張をした場合 (C-III、6 参照)				
調査機関・外国特許庁の結果の利用	<p>2.2 調査の手順 (2)調査手法</p> <p>①各々の請求項に係る発明が関連する技術分野のすべての文献のうち、調査の経済上の理由から、審査官自らの知識・経験に基づき、関連する先行技術文献が発見される蓋然性が高いと判断される範囲の文献を調査することとする。</p> <p>②調査機関(外国特許庁を含む。)の調査結果を活用する場合であって、審査官自らの知識・経験に基づき、調査機関による調査結果に基づいて審査を的確かつ効率的に行うことができると</p>	<p>B 部 調査のための便覧</p> <p>第IV章調査手続及びその戦略</p> <p>1. 調査に先立つ手続</p> <p>1.3 出願で引用又は提供された文献</p> <p>特許審査結果利用スキームに基づき…優先権主張する出願について、出願人は最初の出願の受理官庁によってなされた調査結果の写しを提出しなければならない(詳細については、A-III、6.12参照)。</p> <p>最初の出願の受理官庁が取得した先行技術情報が、調査が完了する前に利用可能となった場</p>		<p>第二部分 実体審査</p> <p>第七章 検索</p> <p>5. 検索前の準備</p> <p>5.1 関係書類の閲覧</p> <p>出願人が外国の検索報告を提出した場合、審査官は検索報告に引証された書類、特にその中の出願の主題の新規性、創造性に影響を与える書類を閲読しなければならない。</p>	<p>第5部 審査手続</p> <p>第2章 先行技術調査</p> <p>2. 調査前の手続</p> <p>(3)当該出願と関連して外国特許庁又は調査機関に事前に行われた調査結果がある場合には、その調査結果を検討して活用することができるか否かを確認しなければならない。</p>	

	日本の審査基準	欧州のガイドライン	米国のMPEP	中国の審査指南	韓国の審査指針書	PCTガイドライン
	<p>判断される場合には、自ら先行技術調査を行うことを要しない。審査官が追加的に先行技術調査を行う場合には、当該調査機関が調査を行った範囲においてより有意義な先行技術文献が発見される蓋然性が高いと判断される場合を除き、当該調査機関が調査を行った範囲を調査範囲から除外することとする(外国関連出願の審査における外国特許庁の先行技術調査結果・審査結果の利用については、「(別添)外国特許庁の先行技術調査・審査結果の利用ガイドライン」参照)。</p>	<p>合、審査官は調査の引用文献を確認し、審査との関連性や調査戦略の定義における関連性を評価すべきである。</p>				

	日本の審査基準	欧州のガイドライン	米国のMPEP	中国の審査指南	韓国の審査指針書	PCTガイドライン
拒絶理由通知の記載事項	<p>4.2 拒絶理由通知を行う際の留意事項</p> <p>拒絶理由通知には、拒絶の理由を、出願人がその趣旨を明確に理解できるように具体的に指摘しなければならない。また、拒絶の理由とそれに対する出願人の応答は、特許庁における手続においてのみならず、後に特許発明の技術的範囲を確定する際にも重要な資料となるから、拒絶の理由は、第三者からみても明確でなければならない。</p> <p>具体的には、以下の点に留意して拒絶理由を通知する。</p> <p>(1)拒絶理由は、出願人が理解しやすいように</p>	<p>C 部 実体審査での手続事項に関する便覧</p> <p>第三章 審査の第一段階</p> <p>4.1 拒絶理由</p> <p>調査見解書は、各拒絶理由において、条文又は規則によって、又は他の明確な記載によって、出願の欧州特許条約の要件を満たしてない箇所を示すべきである。これはただちには明確ではない拒絶理由についても示すべきである(詳細については B-XI、3.2 参照)。</p>	<p>706 クレームの拒絶</p> <p>(c) クレームの拒絶</p> <p>(2)新規性又は非自明性</p> <p>欠如を理由としてクレームを拒絶するときは、審査官は、同人が利用することができる最善の文献を引用しなければならない。文献が複雑であるか、又は出願人によってクレームされていない発明を示している、若しくは記述している場合は、根拠とする部分ができる限り正確に示されなければならない。各文献の適切性が明らかでない場合は、その適切性が明瞭に説明され、また、拒絶されるクレームが特定されなければならない。</p>	<p>第二部分 実体審査</p> <p>第8章 実体審査手続</p> <p>4.10 1 回目の拒絶理由通知書</p> <p>4.10.1 総括的要求</p> <p>…</p> <p>審査官は拒絶理由通知書の正文において、専利法及びその実施細則に基づいて拒絶理由を具体的に記述しなければならない。拒絶理由は明確かつ具体的なものであって、出願人が出願にあつた拒絶理由を明瞭に把握できるようにしなければならない。</p> <p>いかなる場合でも、拒絶理由で理由を説明し、結論を明確にするとともに、専利法若しくは専利法実施細則における該当の条項を引用しな</p>	<p>第5部 審査手続</p> <p>第3章 審査進行</p> <p>5.1 拒絶理由を通知する際の留意事項</p> <p>…</p> <p>(2)拒絶理由を通知するときは、拒絶の根拠となる条文を明示しなければならない。また請求項が二以上ある場合には、拒絶理由がある請求項を明示し、当該請求項の具体的な拒絶理由を通知する。詳しい記載方法は、「5.4 請求項別審査方法」を参照する。</p> <p>(3)拒絶理由は、出願人が理解し易いように明確かつ簡潔に記載する。特に、次の事項に留意しなければならない。</p> <p>①進歩性判断に関連し</p>	

	日本の審査基準	欧州のガイドライン	米国のMPEP	中国の審査指南	韓国の審査指針書	PCTガイドライン
	<p>できるだけ簡潔かつ平明な文章で、要点をわかりやすく記載する。</p> <p>(2)請求項ごとに判断できない拒絶理由(明細書全体の記載不備、新規事項の追加等)を除き、新規性・進歩性等の拒絶理由は請求項ごとに示すこととし、拒絶理由を発見した請求項と拒絶理由を発見しない請求項とが識別できるようにする。その際、拒絶理由における対比・判断等の説明が共通する請求項については、まとめて記載することができる。</p> <p>…</p> <p>(6)先行技術文献等の引用に際しては、以下の点に留意する。</p> <p>①引用文献等を特定す</p>			<p>なければならない。ただし、個人的感情の入った文言を書き入れてはならない。出願人が要求に合致した補正をなるべく早く行えるために、必要に応じて、審査官は補正について出願人の補正時の参考に供する助言を提示してもよいとする。…</p>	<p>た先行技術は、拒絶理由の論理構成に必要な最小限の引用文献のみを引用し、引用文献中に拒絶の根拠となる条文を明示する。</p> <p>②発明が出願前に公知であったか、又は公然実施されたという点を挙げて新規性又は進歩性を否定しようとする場合には、公知又は公然実施された事実を具体的に指摘する。</p> <p>③発明の詳細な説明の記載が不備である旨を理由に、拒絶理由を通知する場合には、その不備の部分及びその具体的な理由を指摘する。</p> <p>(4)進歩性がない旨の拒絶理由を通知するときには、請求項に記載され</p>	

	日本の審査基準	欧州のガイドライン	米国のMPEP	中国の審査指南	韓国の審査指針書	PCTガイドライン
	<p>るとともに、請求項に係る発明と対比・判断をするのに必要な引用箇所がわかるようにする。</p> <p>②引用文献等の記載から認定される技術的内容を、明確に示す。</p> <p>③拒絶理由の構成に必要なかつ十分なもののみを引用し、不必要に多くの先行技術文献等を引用すべきではない。</p>				<p>た発明にもっとも近い引用発明との相違点を明確に記載しなければならない(第3部第3章5.1 進歩性判断の手續参照)。ただし、新規性がない旨の拒絶理由と進歩性がない旨の拒絶理由を共に通知する場合に限り、引用発明との差異を記載しないことができる。…</p>	
意見書・補正書等が提出された	<p>4.3.2 一回目の拒絶理由通知に対する意見書・補正書等の検討</p> <p>一回目の拒絶理由通知に対して、意見書・補正書等が提出されたときは、審査官は以下の要領で審査を進める。</p> <p>(1)意見書・補正書等の内容の検討</p>		<p>706.07 最終拒絶 特許規則 1.113 最終の拒絶又は指令 (b)最終拒絶をするときは、審査官は、その出願のクレームに関して適用できると考えられる拒絶事由の全てを反復し又は記述し、それを支持している理由を明示しなければならない。</p>	<p>第二部分 実体審査 第八章 実体審査手續 6.1.4 拒絶査定の正文の作成 6.1.4.1 案件の事由 案件の事由の部分で、出願の審査過程を簡潔に陳述しなければならない。とくに拒絶査定に関連している状況、つまりそれまで各回の拒絶</p>	<p>第5部 審査手續 第3章 審査進行 12.2 拒絶決定 (3)拒絶決定をするときには、解消されない全ての拒絶理由に対して意見書において主張した出願人の意見、補正内容に対する審査官の判断および解消されないすべての拒絶理由を明確</p>	

	日本の審査基準	欧州のガイドライン	米国のMPEP	中国の審査指南	韓国の審査指針書	PCTガイドライン
場合や拒絶査定の際の留意事項	<p>意見書・補正書等の内容を十分に検討し、先に示した拒絶理由が解消されたかどうかを判断する。</p> <p>特に、拒絶理由通知に対して補正がなされず、意見書のみが提出された場合は、意見書の内容を十分に参酌し、拒絶理由通知で指摘した拒絶理由が解消されたかどうかを検討する。</p> <p>…</p> <p><b>7.2 拒絶査定</b></p> <p>拒絶理由通知に対する応答によっても、通知した拒絶理由が解消されていないときは、拒絶理由通知が「最初」のものであるか「最後」のも</p>		<p>…</p> <p><b>見解の陳述</b></p> <p>最終拒絶をするときには、記録されている全ての未決着の拒絶の見解が注意深く見直され、かつ、最終拒絶において根拠とされる拒絶の見解が再度記載されなければならない。それらはまた、それ以前の1件の庁指令がその拒絶を支持する完全な陳述を含んでいる場合を除き、出願人が審判請求をすることが得策であるか否かを容易に判断することができるよう、明確に述べられていなければならない。</p>	<p>理由(用いた証拠を含む)及び出願人の応答の概要、査定につながった出願の欠陥、及び拒絶査定の対象となる出願書類など。</p> <p><b>6.1.4.2 拒絶査定の理由</b></p> <p>拒絶査定の理由の部分では、審査官は拒絶査定の根拠になる事実、理由と証拠について詳しく論述し、とくに以下各号の要求に注意を払わなければならない。</p> <p>(1)法令の条項を正確に選定・運用すること。同時に専利法及びその実施細則の異なる条項に基づいて出願を拒絶査定することができる場合には、その中で最も適</p>	<p>に指摘する。</p> <p>(4)二以上の請求項がある特許出願において、一つの項でも拒絶理由がある場合には、その特許出願に対して拒絶決定をしなければならない。</p> <p>(5)すでに通知した拒絶理由以外に、新たな先行技術文献を追加するなど無理な理由により拒絶決定をしてはならず、新たな先行技術を引用しようとするときには、再度、拒絶理由通知をしなければならない。</p>	

	日本の審査基準	欧州のガイドライン	米国のMPEP	中国の審査指南	韓国の審査指針書	PCTガイドライン
	<p>のであるかにかかわらず、拒絶査定をする(第49条)。</p> <p>なお、補正が却下すべきものであるときは、却下の決定とともに拒絶査定をする。</p> <p>具体的には、以下の点に留意する。</p> <p>(1)解消されていないすべての拒絶理由を示す。その際、拒絶理由がどの請求項に対して解消されていないのかがわかるように、簡潔かつ平明な文章で記載する。なお、対比・判断等の説明が共通する請求項については、まとめて記載することができる。</p> <p>(2)意見書において争点とされている事項につ</p>			<p>合した、主導的地位にある条項を、拒絶査定を下す主要な法的根拠として選定するとともに、出願におけるほかの実質的な欠陥を簡潔に指摘しなければならない。</p> <p>(2)説得性のある事実、理由と証拠が拒絶査定を下す根拠とされ、そしてこれらの事実、理由と証拠についてのヒアリングが、本章第6.1.1節に述べた出願の拒絶査定の条件に合致している。</p> <p>(3)専利法22条の規定に合致しておらず、そして補正が施されても、専利権が付与されない出願については、各請求項を逐一に分析しなければならない。</p>		

	日本の審査基準	欧州のガイドライン	米国のMPEP	中国の審査指南	韓国の審査指針書	PCTガイドライン
	<p>いては、それに対する審査官の判断を明確に記載する。</p> <p>(3)通知した拒絶理由にとらわれて、新たな先行技術文献を追加的に引用するなど、無理な拒絶の査定をしてはならない。拒絶査定においては、周知技術又は慣用技術を除き、新たな先行技術文献を引用してはならない。</p>			<p>拒絶査定理由は、十分に完備しているもので、説明の徹底性、論理の厳密性、用語の適切性を備えなければならない。法令条項を引用するだけであつたり、或いは結論だけを述べてはならない。審査官が拒絶査定理由の部分において、出願人の弁明意見について簡潔なコメントをしなければならない。</p>		
<p>解消していない拒絶理由があ</p>	<p><b>7.2 拒絶査定</b></p> <p>拒絶理由通知に対する応答によっても、通知した拒絶理由が解消されていないときは、拒絶理由通知が「最初」のものであるか「最後」のものであるかにかかわらず、拒絶査定をする(第49条)。</p>	<p><b>C 部 実体審査での手続に関する便覧</b></p> <p><b>第IV章 答弁の審査及び後の審査段階</b></p> <p><b>3. 答弁審査時の新たなアクション</b></p> <p>…</p> <p>しかしながら、大抵の場合、出願人からの答弁を審査した結果、手続を肯</p>	<p><b>706 クレームの拒絶</b></p> <p><b>II. 形式における不備又は限定の脱漏; 他の点では特許可能なクレーム</b></p> <p>出願が特許可能な主題を開示しており、また、そのクレーム及び出願人の主張から、そのクレームは特許可能な主題を対象としていると</p>	<p><b>第二部分 実体審査</b></p> <p><b>第八章 実体審査手続</b></p> <p><b>6.1 拒絶査定</b></p> <p><b>6.1.1 出願を拒絶査定する条件</b></p> <p>…</p> <p>拒絶査定は一般的に、2 回目の拒絶理由通知書の後に下すべきであるが、出願人が、1 回目</p>	<p><b>第8部 ポジティブ審査基準</b></p> <p><b>第1章 補正方向の提示によるポジティブ審査基準</b></p> <p><b>1. 概要</b></p> <p>審査官は、拒絶理由の通知時に補正方向を提示して、出願人が適正な権利を迅速に確保する</p>	

	日本の審査基準	欧州のガイドライン	米国のMPEP	中国の審査指南	韓国の審査指針書	PCTガイドライン
る 場 合 の 審 査 ・ 補 正 の 示 唆		<p>定的な結論に導く良好な見込みが、つまり特許査定という形で、あることが判明する。このような場合、審査官は、出願に依然として拒絶の理由がある場合でも、書面による新たな通知の送付、電話による意見交換、面接など最善の方法で拒絶の理由を解消できるように検討すべきである。</p>	<p>思われるが、現在のクレームは、形式における不備又は発明を限定する事項の欠落が理由となり、許可を受けることができない場合は、審査官は、そのクレームについての単なる形式不備拒絶又は特許性拒絶に留まるべきではない。審査官の行動は、本質的に建設的でなければならず、また、可能な場合は、補正のための明確な示唆をすべきである。</p>	<p>の拒絶理由通知書で指定する期限以内において、通知書で指摘された拒絶査定につながる欠陥に対して、説得性のある意見陳述及び/又は証拠を提出しておらず、そして、当該欠陥についての出願書類の補正も施していないか、或いは補正では字の間違いの訂正や表現の変化にとどまるもので、技術方案を実質的に変更していない場合には、審査官は直接に拒絶査定を下してよいとする。</p>	<p>ようにすることができる。 …</p> <p><b>第2章 職権補正</b></p> <p><b>1. 職権補正制度の概要</b> …</p> <p>審査官の職権による補正制度は、…拒絶理由通知をせずともより簡便な方法で単純な記載の誤りを修正することができるようにすることにより、審査遅延を防止し登録明細書の完璧を期そうと設けた制度である。</p> <p>しかし、明細書等を明確に記載する責任は原則的に出願人にあり、…審査官による職権補正制度は出願人による補正の例外として制限さ</p>	

	日本の審査基準	欧州のガイドライン	米国のMPEP	中国の審査指南	韓国の審査指針書	PCTガイドライン
					<p>れた範囲内で補充的に運営される必要がある。 …</p> <p><b>第3章 拒絶理由通知の再通知</b></p> <p>(1)拒絶理由を通知した後、…出願を再び審査した結果、拒絶理由があり、その拒絶理由が既に通知した拒絶理由である場合には、再び拒絶理由を通知せず、拒絶決定するのが原則であるが、出願人が拒絶理由を解消するための補正意志等を明確に表示したのに、単にそのような補正が補正書から脱落したものとみられる場合には、一定の要件下で同一な拒絶理由を再び通知することができる。</p>	

	日本の審査基準	欧州のガイドライン	米国のMPEP	中国の審査指南	韓国の審査指針書	PCTガイドライン
					…	
選択肢で表現された事項を含む発明	<p><b>2.1 調査対象</b>  <b>(1) 調査対象の決定</b>            特許請求の範囲に記載された発明のうち、「第 I 部第 2 章 発明の単一性の要件」の「3.1 審査対象の決定」に示したところに照らして審査対象となる範囲を調査対象とする(「第 I 部第 2 章 発明の単一性の要件」参照)。</p> <p><b>第 I 部第 2 章 発明の単一性の要件</b>  <b>2. 発明の単一性の判断</b>  <b>2.1 発明の単一性の判断対象</b>            発明の単一性は、特許請求の範囲に記載された発明間で判断する。通常は、「請求項に係る</p>				<p><b>第 5 部 審査手続</b>  <b>第 3 章 審査進行</b>  <b>5.3.1 「最初拒絶理由通知」としなければならない場合</b>  <b>(3) 拒絶理由通知後に補正された詳細な説明又は請求範囲に存在する拒絶理由であっても、その拒絶理由が補正により発生したものではなく、最初拒絶理由通知時にも詳細な説明又は請求範囲に存在していた拒絶理由である場合、最初拒絶理由として通知しなければならない。</b>            …  <b>(例 2)</b>一つの請求項に記載された二以上の発明中、一部に対してのみ拒絶理由を通知し、残りの</p>	

	日本の審査基準	欧州のガイドライン	米国のMPEP	中国の審査指南	韓国の審査指針書	PCTガイドライン
	<p>発明」間で判断するが、一の請求項において発明特定事項が形式上又は事実上の選択肢（以下「選択肢」という。）で表現されている場合には、各選択肢間についても発明の単一性を判断する。</p> <p><b>4.3.3.2 二回目以降であっても「最初の拒絶理由通知」とすべき場合</b>            ...            (1)一回目の拒絶理由通知をするときに審査官が指摘しなければならないものであったが、その時点では発見できなかった拒絶理由を通知する場合            ...            (2)一回目の拒絶理由通</p>				<p>発明に対して拒絶理由を通知する場合、その請求項が拒絶理由通知に従って補正されたとしても最初拒絶理由を通知しなければならない。</p>	

	日本の審査基準	欧州のガイドライン	米国のMPEP	中国の審査指南	韓国の審査指針書	PCTガイドライン
	知において示した拒絶理由が適切でなかったために、再度、適切な拒絶理由を通知しなおす場合					

(仮訳の出典について)

PCTガイドライン、米国のMPEP：特許庁ホームページ

欧州のガイドライン、中国の専利法及び審査指針、韓国の審査指南書：独立行政法人日本貿易振興機構ホームページ(特許庁ホームページからリンク。)

韓国の特許法：崔達龍国国際特許法律事務所のホームページ(特許庁ホームページからリンクされた独立行政法人日本貿易振興機構ホームページからのリンク)。

なお、出典に翻訳がないもの、出典の翻訳が最新版でないものは、事務局による翻訳。